



臨時パート職員時給引上げ要求について

「処遇改善手当で最低賃金を満たしている」との回答示される。看護補助者、事務等については引上げを行う。

秋田県の最低賃金が10月1日から「951円」に改定される事に伴い、理事会へ「臨時パート職員時給引上げ要求書」(8月30日付)を提出していました。9月13日に回答が示されましたが、執行委員会で検討した結果、要求に応える内容でなかったため改めて再検討を要求していました。9月27日回答が示されましたが、回答は変わらず以下の回答が示されました。

「理事会からの回答内容」

☆臨時職員の時給改定について

2024年6月より医療従事者処遇改善手当8,100円を全職員に支給している。この手当は、最低賃金の対象となる毎月支払われる基本的な賃金となる。時給に換算すると51円となることから、時給表の時給に51円加えた額が951円以上であれば最低賃金を満たしているといえる。

※8,100円÷(2024年の年間所定労働時間1882.5時間/12ヶ月)≒51円

☆2025年1月1日から以下の職種について改定を行う、() 処遇改善手当含む時給

看護補助者(区分1)	現行900円	→	改定920円(971円)
〃(区分2・3採用時)	現行950円	→	改定970円(1,021円)
事務員(採用時)	現行900円	→	改定910円(961円)
歯科助手(採用時)	現行900円	→	改定910円(961円)
その他助手(清掃員含む)	現行900円	→	改定910円(961円)

「執行委員会見解」

●今回の理事会の対応は、労基法上問題はないと思われるが、そもそも「処遇改善手当」は医療従事者の賃金改善のため診療報酬上「ベースアップ評価料」等を新設して行われたものであり、最低賃金をクリアするために運用する事は本来の趣旨から大きく外れるものだと考える。今後、日本医労連、県医労連等とも相談し対応を検討していく。

●看護補助者、事務等の引上げ(2025年1月実施)については、僅かな金額ではあるが一定評価できるものである。

●最低賃金に関わる部分だけを改善して全体が改善されていない、特に看護師時給は20年近く改善されていない。早急に全体の引上げが必要である。今後も理事会と交渉を継続して要求実現を目指す。

中通病院労働組合 ☎833-7937 メール info@nakarou.or.jp

女性部主催 「コーヒー教室」 開催します!!

日時: 11月9日(土) 10:00~12:00

会場: 中通病院労働組合事務所2階会議室

講師: 三浦功輝さん(ナガハマコーヒー・コーヒー鑑定士)



★参加費: 1,000円

申込み締切り10月30日(水)

男性の参加も大歓迎です!!

※詳細については近日申込み用紙配布します。募集人数は先着20名程度となります。申込みは組合まで(内線813番)

県労連BBQ交流会参加者募集!!

昨年に引き続き今年も県労連BBQが開催されます。近日参加申込み用紙を各分会へ配布します。組合員の皆さんの参加申込みお待ちしております。

★組合員・家族(配偶者、子供、父母、孫等)

申込み可能です。

★参加費、交通費については組合で負担します。

★締切10月7日(月)

★申込みお問合せは、組合まで(内線813番)

秋ってなぜか
BBQしたくなる...

10月12日(土)
11:00~14:00



天王グリーンランド バーベキュー広場

潟上市天王字江川上谷地109-2

会費 2000円

(小学生以下は無料)

だから今年もBBQPARTYを開催します!
第3回目となるBBQ。これまでの楽しい思い出が忘れられず、また企画しちゃいました。
みんなで楽しい秋にしましょー。多くのご参加をお待ちしております。

